

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に、高見委員から欠席する旨の届出がございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第29号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第29号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○菅原委員 陳情第29号の旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてであります。我が会派といたしましては、不採択と判断いたしました。

その理由を簡潔に申し上げます。旭川市の国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計においては、消費税及び地方消費税を納付した場合、決算事項別明細書の公課費に、病院事業会計においては、決算書中の収益費用明細書の消費税及び地方消費税雑支出に含めて報告されています。また、令和4年度に発生した消費税等の修正申告については、報道等で報告された経緯があり、仮に今後も同様の事案が発生した場合、市は適切に対処されるものと考えます。

したがって、願意に沿い難いと判断いたしました。

以上でございます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて、民主・市民連合といたしましては、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

その理由として、陳情事項が3点述べられておりますが、いずれも既に公表されているため、願意に沿い難いということでございます。

以上です。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 陳情第29号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについての公明党会派の判断であります。まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては、不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

本陳情では、東京都の事案や本市の過去の修正申告事例が挙げられております。しかし、本市においては、令和4年に公共駐車場事業特別会計におきまして発生した過大還付及び修正申告の事案を重く受け止め、既に再発防止策を講じていると聞いているところでございます。具体的には担当職員への専門的な税務研修の実施による知識の底上げ、自己判断に頼らない税務署との緊密な連携強化、そして、申告前における複数のチェック体制の確立など、適正な事務執行を維持するための仕組みが既に構築され、現在も確実に運用されているとお伺いしているところでございます。

また、各特別会計の決算及び税務申告につきましては、地方自治法に基づき、監査委員による厳正な審査が毎年実施されており、客観的な透明性は十分確保されていると考えております。さらに、近年のインボイス制度への対応過程におきましても、各会計の課税免税の判定や申告の要否について、改めて組織的な精査が行われており、現行のチェック機能は有効に働いていると判断いたします。したがって、既に適正に執行、検証されている事務に対し、改めて陳情が求めるような個別の悉皆調査や公表を行うことは、行政資源の適正配分の観点からも、必ずしも必要ではないと考えているところでございます。

一方で、東京都におきまして、長年にわたる巨額の未納事案が表面化したことを契機に、全国の自治体で税務リスク管理の再構築が進められていることも事実でございます。本市におきましても、単に現状の仕組みに安住するのではなく、さらなる適正化への努力を怠ってはいけないと思っております。そこで、今後は特別会計等における消費税の適正な申告・納付事務の執行状況を包括外部監査のテーマとして取り上げるなど、より専門的かつ客観的な外部の視点を導入し、全庁的なリスク管理の在り方を不断に見直していくべきであると指摘しておきたいと思っております。

以上のとおり、本陳情が求める手法につきましては、現在の本市の取組や既存の監査体制に照らし、採択には及びませんが、市担当部局等におきましては、今述べた外部監査の活用に向けた検討も含め、さらなる適正執行と市民への説明責任を果たしていくべきであることを求めまして、不採択の意見とさせていただきます。

以上です。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 日本共産党は陳情第29号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて、願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

旭川市の特別会計の収支及び納税状況については、毎年度の決算書及び決算に関わる書類において公表されており、既に透明性は確保されています。陳情書にある国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計については、営利を目的とするものではありませんし、病院事業会計を含めて、地方自治法に基づき、監査委員による審査を経て議会で認定を

受けております。

以上のことから、陳情第29号については採択すべきでない判断します。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 陳情第29号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることにつきまして、旭川市民連合としまして、願意に沿い難いと判断いたしました。

以下、簡潔に判断理由を申し述べます。

本陳情で指摘されている会計処理のミスについては、本来あってはならないものであり、再発防止に努めなければならない事案であります。とはいえ、常態的に行われていたミスではなく、特定収入と一般収入の繰入れ内容の違いによるものであること、また、消費税の導入後初めての事象でもあり、既に職員の研修の受講等の対応がなされているところでもあります。

残念ながら、事務手続や会計処理において誤った処理がなされてしまうことは、軽微なものまで含めると、毎年発生している状況であります。その都度、全てのミスに対して調査、公表等を行うことは、現実的には困難であり、また、この事案だけを陳情内容のとおり行うことは整合性にも欠けるものであるということで、願意に沿い難いと判断させていただいたところでもあります。

○笠井委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第29号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○笠井委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第29号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第39号及び陳情第41号ないし陳情第43号の外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについての以上4件につきまして、一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

陳情第39号及び陳情第41号ないし陳情第43号の以上4件に関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第39号及び陳情第41号ないし陳情第43号の以上4件についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○菅原委員 陳情第39号及び第41号ないし第43号の外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする税制制度改革を求めることについては、我が会派といたしましては、結論から申し上げますと陳情者の願意には沿い難いものと判断し、不採択といたしました。

その理由についてであります、ポイントを3つ挙げさせていただきます。

1つ目は、本市における介護事業所を対象とした調査によると、事業所のうち約64%が職員が不足している旨の回答を得ており、そのような状況が職場環境の悪化や職員の実施につながることがうかがわれる。このような状況を踏まえ、対応策の一つとして、本市はもとより、全国的に外国人介護従事者の受入れを進めているものと理解しております。

2つ目に、同調査によると実際に外国人介護従事者を受け入れた事業所の反応についてですが、人材不足が解消、軽減されたや国籍を問わず優秀な人材の確保ができたなど、評価の高さがうかがわれる結果があり、このことは、職員不足を緩和し日本人を含めた職員全体にとっても職場環境の安定などの効果が期待できるものと考えます。

3つ目に、介護従事者に対する処遇改善は、国において順次対応は図られている状況であるが、今後も動向を見ながら求めていくことが必要であるということ。しかしながら、外国人と日本人を分けることの必要はないと考えます。

以上でございます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 陳情第39号及び41号ないし43号につきまして、外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについてという陳情でございますが、民主・市民連合としては願意に沿い難いと判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

日本人も含めて、介護人材の待遇改善は取り組むべき喫緊の課題ではありますが、本市として、陳情事項にあるような優遇措置をするなどの事実はないため、願意に沿い難く不採択といたします。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 陳情第39号、41号、42号、43号、外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについての一括した、公明党会派の判断であります、まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

本陳情は、外国人介護従事者への支援を日本人との不公平を生む特別待遇と捉え、その見直しと

日本人介護士の処遇改善を最優先に求めるものであります。しかし、本市における介護現場の実態及び最新の調査結果に照らし合わせると、以下の理由から、本陳情は採択し難いと判断したところでございます。

まず、本市が実施しました、先ほどもありましたが、令和7年度介護サービス事業所等実態調査によりますと、市内の事業所の63.5%が職員の不足を感じており、特に訪問介護では8割を超える深刻な状況にあります。こうした中、外国人材を雇用している事業所の79.2%、約8割が人材不足が解消、軽減されたと回答しており、外国人材はもはや優遇の対象ではなく、本市の介護体制を維持するための極めて重要な不可欠な戦力となっているのが実態であります。陳情では、外国人への住居支援等、不公平な優遇としていますが、これは、言語や文化の異なる環境で働く方々の円滑な就労と定着を目的とするものであります。同調査においても、現場の不安要素として意思の疎通、生活習慣の違いが挙げられており、市が行う日本語教育支援などは、サービスの質を維持し、現場での日本人職員との摩擦を避けるために必要な措置であると考えます。陳情は、外国人への支援が日本人介護士の離職を招いていると主張しておりますが、調査結果が示す主な離職理由は、職場環境や他事業所への転職であり、外国人施策との因果関係は認められません。

また、日本人を含む介護従事者全体の処遇改善、陳情項目では2と3であります。その必要性については、我々公明党も一貫してこれまで訴えてきた重要課題でございます。しかし、本陳情のように、外国人材への支援、見直しを前提とした手法を取ることは、現在、現場を支えている貴重な労働力を失わせ、市民への介護サービス提供体制を崩壊させる極めて大きなリスクを伴うものであります。

以上のとおり、本陳情は、客観的なデータに基づく現場のニーズと大きく乖離しており、多文化共生を推進しつつ持続可能な介護体制を構築しようとする本市の施策方針とも相入れないことから、不採択すべきものと結論付けました。

以上です。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 陳情第39号、41号、42号、43号の外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて、日本共産党は願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情者は、外国人介護士には、年間370万円規模の税金支援や住居支援などが実施されていると述べておりますが、これは外国人介護福祉人材育成支援協議会が、その自治体で卒業後、介護職員として働くことと約束した学生に対して年間370万円の奨学金を支払うものであり、陳情者が述べていることは事実と異なります。ましてや、旭川市は外国人介護福祉人材育成支援協議会の正会員になっておらず、適用も受けておりません。

令和7年度旭川市介護サービス事業所等実態調査結果報告書によりますと、施設系の介護事業所では、外国人労働者を雇用することによって労働力の確保ができ、職員の負担を軽減できるが61%と最も高くなっております。今や外国人労働者は介護の現場で欠かせない存在となっており、外国人介護労働者は必要と考えます。

よって、陳情第39号、41号、42号、43号は、採択すべきでない判断いたしました。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 陳情第39号、41号ないし43号、外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることにつきまして、旭川市民連合としまして判断いたしました。こちらについて申し述べます。

介護現場の疲弊や日本人介護士が置かれている厳しい労働環境への問題意識については真摯に受け止めるものであり、しかしながら、陳情の内容を事実を照らして検討した結果、願意に沿い難いとの結論に至りました。

以下、その理由を申し述べます。

陳情では、外国人介護士に対し、多額の税金支援や住居提供、生活補助など、日本人介護士には適用されていない特別待遇が広がっていると主張しておりますが、旭川市として外国人介護人材に対する独自の補助制度は存在しないことを確認しております。また、例示された支援というのは、特定の自治体による特定条件下における免除支援であろうと考えられます。陳情が指摘する外国人のみへの特別優遇という前提そのものが、本市において成立しておらず、制度の実態を正確に把握しないまま見直しを求めることは、議会としての判断の根拠として適切とは言えません。

本質としては、抜本的な人材不足の下で外国人への支援が多過ぎることではなく、介護士全体への特別待遇改善が進んでいない、支援が制度として整備されていないことであります。いただいた介護に携わる方々の悲痛な思いを受け止め、介護現場における就労環境の改善、そして、介護士が安心して働き続けられる環境整備が急務であることは、議会として共有すべき重要な課題であり、国が抜本的に取り組むよう、積極的な働きかけを含め引き続き取り組んでいかなければなりません。

以上の理由から、願意に沿い難いと判断いたしました。

以上です。

○笠井委員長 それでは、いずれも不採択とすべきものとする事で全会一致となったことから、陳情第39号及び陳情第41号ないし陳情第43号の以上4件につきましては、いずれも不採択とすべきものと決定することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○笠井委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第39号及び陳情第41号ないし陳情第43号の以上4件につきましては、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、市民生活、福祉、保健衛生及び病院事業並びに清掃及び環境に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1) 使用料・手数料の見直し案について及び(2) 使用料・手数料見直し案におけるごみ埋立処分手数料及びごみ焼却処分手数料の適用時期の変更についての以上2件について、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 使用料・手数料の見直し案について報告いたします。使用料、手数料の見直しに関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の使用料、手

数料の所管部局として関係がありますので、4月24日に最終案を決定しました使用料・手数料の見直し案について、関係部局を代表しまして市民生活部から御報告いたします。

民生常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、住民センター、障害者福祉センターなどの使用料、犬の登録、指定ごみ袋など手数料があり、関係する部局は当部のほか、福祉安心部、健幸保健部、環境部となります。

それでは、資料の使用料・手数料の見直し案の概要を御覧ください。

まず、1、全体概要になりますが、今回の見直しでは、使用料は111施設で1千491項目、手数料は1千73項目が対象となります。使用料は90%、手数料は83%の項目が増額の改定となっております。

次に、2、新料金の適用日につきましては、令和8年10月1日からを原則とし、個別の状況を踏まえ、ごみ処理手数料、ごみ埋立て処分手数料及びごみ焼却処分手数料は令和9年4月1日、冬季は開設しない屋外スポーツ施設に係る使用料は令和9年4月20日、旭山動物園の入園料は令和9年4月29日などの例外を設けております。

次に、3、見直しによる影響額につきましては、令和6年度決算ベースで、使用料が5億円の増、そのうち、旭山動物園の入園料が4億円の増、手数料は4.4億円の増、そのうち、ごみ処理手数料が2.7億円の増で、合計9.4億円の増となっております。

なお、資料の使用料・手数料の見直し案は、条例ごとの状況と使用料、手数料の一覧となっております。

続いて、資料の使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧ください。こちらは、本年2月に御報告しました修正案からの変更点となっております。利用者や事業者への影響等を考慮し、適用時期を変更したほか、項目の廃止、除外を行ったものであり、本委員会では、1、適用時期の変更の(2)廃棄物処理関係手数料のうち、ごみ埋立処分手数料及びごみ焼却処分手数料が該当いたします。後ほど、所管する環境部から御説明させていただきます。

使用料・手数料の見直し案につきましては、第2回定例会に関連議案を提出してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○太田環境部長 使用料・手数料見直し案における変更点のうち、環境部所管分について御説明をさせていただきます。

資料の使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧ください。1、適用時期の変更の(2)廃棄物処理関係手数料のうち、ごみ埋立処分手数料及びごみ焼却処分手数料につきましては、事業系一般廃棄物を排出する事業者への影響を考慮するとともに、家庭系一般廃棄物の適用時期を踏まえ、適用時期を令和9年4月1日に変更してございます。

報告は以上でございます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3)地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)の策定について、理事者から報告

願います。

○樽井市民生活部長 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂版）の策定について報告いたします。

地域集会施設の活用に関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設所管部として関連がありますので、御報告させていただきます。

本件は、先ほど御説明いたしました使用料、手数料の見直しと重なる内容もあることから、併せて取組を進めてきたものであり、昨年11月と本年2月17日の本常任委員会において、改訂案に対する意見提出手続や市民説明会等の市民参加の実施状況等について御報告をさせていただきました。その後、附属機関であります行財政改革推進委員会での審議や、行財政構造改革推進本部会議を経て、本年4月30日付で策定したところでございます。

本実施計画改訂版につきましては、配付資料の地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂版）、地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂版）（概要版）、参考、地域集会施設の貸室（令和8年4月現在）の3つで整理をしております。その内容につきましては、昨年11月の本常任委員会においてお示した改訂案の内容から変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

今後は、第2回定例会において本計画に関連する施設設置条例の改正議案の提出を予定しており、議決をいただいた後、本年10月から、本計画に基づき受益と負担の適正化へ向けた取組指針を踏まえた共通の使用料や減免基準の設定など、施設の効率的な活用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、（4）高齢者いこいの家運営費補助金について、この件につきまして、石川厚子委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○石川厚子委員 高齢者いこいの家運営費補助金について、何点かお伺いしてまいります。

初めに、高齢者いこいの家の概要をお示してください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 高齢者いこいの家につきましては、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的に設置運営しており、設置主体及び運営主体は、高齢者いこいの家運営委員会、または老人クラブとしております。また、高齢者いこいの家の箇所数につきましては、高齢者いこいの家運営委員会による設置運営が38か所、老人クラブによる設置運営が66か所となっております。

○石川厚子委員 運営委員会による設置が38か所、老人クラブによる設置が66か所ということですから、合わせて104か所ということですね。一時期は164か所あったというふうにお伺いしておりますので、その頃から比べると減ってはおりますが、それでも100か所を超えるいこいの家があり、高齢者に利用されているということです。

では、高齢者いこいの家に関する補助制度の概要をお示してください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 高齢者いこいの家に関する補助制度につきましては、その運営に要する経費の一部を補助しております。算定費目は、家賃、光熱水費、燃料費、延べ利用人数に応じた活動的経費のほか、所在する地域によっては過疎地加算としております。これらの運営費補助につきましては、高齢者いこいの家の設置運営主体が高齢者いこいの家運営委員会の場合は高齢者いこいの家運営費補助金、設置運営主体が老人クラブの場合は老人クラブ運営費補助金の中で、高齢者いこいの家加算として計上しております。なお、高齢者いこいの家運営費補助金と高齢者いこいの家加算の算定費目や基準等は同様となっております。

○石川厚子委員 この高齢者いこいの家の運営費補助金なんですけれども、今年度に入って8%減額になったというふうに伺っています。どういった理由で減額になったのでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 高齢者いこいの家の運営に要する経費の補助につきましては、3款1項3目老人福祉費、老人クラブ・高齢者いこいの家運営費に計上しております。令和8年度予算において、同事業費が令和7年度当初予算と比較して減となり、高齢者いこいの家の運営に要する経費の補助についても全体額として減額が必要であることから、従来の方法で算定した額に8%を削減した額を補助金額としております。

○石川厚子委員 高齢者いこいの家の関係者の方からは、いきなり減額と知らされて驚いたといった声が寄せられております。関係者への説明は行ってきたのでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 関係者への説明等につきましては、4月8日付で各高齢者いこいの家運営委員会及び老人クラブにお知らせをするとともに、4月17日までの期間、令和7年度の実績報告に関する受付の際に個別に説明等の対応を行っております。

○石川厚子委員 それでは、老人クラブ・高齢者いこいの家運営費の予算額の推移についてお示しください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 令和5年度を4千411万9千円、令和6年度4千289万円、令和7年度3千704万8千円、令和8年度3千267万4千円となっております。

○石川厚子委員 今お聞きしたところ年々予算額が減っておりますが、これはどういった理由によるものなのでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 高齢者いこいの家運営費補助金あるいは老人クラブ関係のこの予算事業につきましては、令和5年度の行政評価の対象になっております。そのため、本事業につきましては、利用人数ですとか、あるいは設置箇所数、その減少等も反映しながら、一定程度予算編成作業の中で減となる要素が強い事業という状況になっております。

○石川厚子委員 先ほど、関係者への説明会は実施したとのことでしたが、お聞きしますと、4月8日と17日ということで、あくまでもこの8%の削減が決まってからの説明会ですよね。3月に送付された文書を見ても、予算の議決の裏づけのない補助金を公表することは不適切との内部指摘を受けたことから、議決日（3月26日を予定）以降、改めて御案内いたしますとなっておりますが、このときはまだその予算が増えるか減るか一切知らされておらず、その後になっていきなり8%削減ということで、関係者の方驚いていらっしゃるんですよね。この3月に文書を送付した際に、せめてこの予算が減額になる可能性があるよとか、そういったことをにおわせておくぐらいのことはすべきだったのではないのでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 本事業は先ほど答弁をさせていただきましたように、令和7年度

当初予算に対して、令和8年度の当初予算がかなり減額という形になっております。私ども、この間できるだけ高齢者いこいの家あるいはその各老人クラブの活動に影響が生じないように、何とか連合会の事務局経費といいますか、その部分でどこまで努力というか削減といいますか、それができるんだろうという努力も併せてさせていただいておりました。そういう中では、ある程度その方向性が決まった数字という部分でお知らせすべきだと考えて、このタイミングでの一応説明という形にしたものでございます。

○石川厚子委員 今まで、予算削減とならないように努力されてきたっていう経緯は分かったんですが、今後の高齢者いこいの家運営補助金の方向性を最後にお尋ねしたいと思います。

○川邊福祉安心部長 ただいま、課長のほうから制度の概要と、それからここに至った経過について御説明をさせていただいた高齢者いこいの家運営費補助金を含む老人クラブ・高齢者いこいの家運営費でございますけれども、課長の答弁の中にもありましたように、令和5年度の行政評価の中で、この事業に対しては、利用者が高齢者の一部であるということを踏まえて事業の費用対効果の向上について検証し、実施手法の見直しが必要であると、こういった方向性、それから高齢者いこいの家は、受益者負担の観点から、有料化による運営を前提に補助金の必要性を検討することという、見直しの中身が示されたところでございます。このため、我々行政評価の内容も踏まえながら補助金の在り方を検討することになりますが、その一方でこれらの施設の多くが高齢者福祉にとどまらず、多様な地域活動拠点である町内会館に設置をされていると、こういった実態なども踏まえ、今後進めるに当たりまして我々も慎重かつ丁寧に進めていくということが必要であろうかなというふうに捉えているところでございます。

○石川厚子委員 今部長のほうから利用者が高齢者の一部にとどまるといった答弁もあったのですが、先ほどの答弁ではこの高齢者いこいの家というのは、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的に設置運営しているということなんですよね。このいこいの家に通うことを楽しみにしていらっしゃる高齢者も大勢いらっしゃるので、この補助金は削減すべきでない指摘しまして、質疑を終わらせていただきます。

○笠井委員長 この件につきまして、他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時42分